

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和2年8月5日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フーズガーデンゆりあげ食彩館
名取市閑上字昭和11番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社伊藤チェーン 代表取締役 伊藤 吉一
柴田郡柴田町大字大槻字焼檀2番地1

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社伊藤チェーン 代表取締役 伊藤 吉一 柴田郡柴田町槻木上町一丁目1番41号	株式会社伊藤チェーン 代表取締役 伊藤 吉一 柴田郡柴田町大字大槻字焼檀2番地1

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
(仮称) ゆりあげの郷食彩館 名取市閑上字昭和11番1 外	フーズガーデンゆりあげ食彩館 名取市閑上字昭和11番1 外

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社伊藤チェーン 代表取締役 伊藤 吉一 柴田郡柴田町槻木上町一丁目1番41号	株式会社伊藤チェーン 代表取締役 伊藤 吉一 柴田郡柴田町大字大槻字焼檀2番地1

	株式会社マツモトキヨシ東日本販売 代表取締役 高野 昌司 仙台市青葉区中央二丁目2番24号
	株式会社セリア 代表取締役 河合 映治 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地
	株式会社東園生花 代表取締役 高橋 勝巳 仙台市宮城野区苦竹四丁目1番地20

4 変更の年月日

3 (1) 令和元年5月1日

3 (2) 令和2年7月1日

3 (3) 令和2年7月1日

5 届出年月日

令和2年7月21日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課, 宮城県県政情報センター及び名取市役所

7 縦覧期間

令和2年8月5日から令和2年12月7日まで(ただし, 閉庁日を除く。)

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」

(平成19年2月1日経済産業省告示第16号)及び意見書様式を参考のこと。